

パートナーシップ ファミリーシップ制度 ってなに？

全国各地で導入が進んでいる制度について紹介します

？ パートナーシップ制度とは？

様々な事情により婚姻制度を利用できないカップルが、継続的に協力し合うことを約束した関係であることに對して、自治体が証明書等を発行する制度です。

？ ファミリーシップ制度とは？

パートナーシップの二人だけでなく、その子どもを含め家族とみなす制度です。

証明書等に法的効力はありませんが、一部の行政サービスや民間企業の家族向けサービスの利用ができるようになってきました。

同性カップルを対象として始まった制度だけでなく、異性カップル(事実婚)も対象としたり、パートナーの子どもを含めたファミリーシップ制度を導入したりする自治体が増えているよ。



できることの例

- 公営住宅の申込み
- 生命保険の受取人指定
- 病院の付き添いや同意書のサイン
- 携帯電話等の家族割 等

その理由は？

- ▶ 同性カップルで子どもを育てていたり、育てたいと考えているカップルが増えているため
- ▶ 多様な家族の形に対応し、その生き方を認め合う意識・環境づくりを進めるため

愛知県内では**54市町村中26市町**が導入済みです。(令和5年10月1日時点) /

本市でもパートナーシップ・ファミリーシップ制度導入に向けて検討しています。導入を決定した場合は、広報あんじょう等でお知らせします。

パブリックコメントを実施します

市では新しい計画を策定しています。計画案についてみなさんの意見を募集します。

- 閲覧期間 12月20日(水)～1月18日(木)
- 対象 市内在住・在勤・在学者、市内に事務所・事業所を有する個人・法人・団体、市内で活動する人
- 閲覧場所 市民協働課、市民交流センター、へきしんギャラクシープラザ、各地区公民館、図書情報館(アンフォーレ本館内)、市HP等
- 提出方法 閲覧期間中に、計画に対する意見と、住所・氏名(団体・法人は所在地・名称及び代表者の氏名)・電話番号を、直接か郵送(必着)・ファクス・Eメール・あいち電子申請で、市民協働課(〒446-8501住所不要/FAX(72)3741/kyodo@city.anjo.lg.jp)へ



第3次安城市市民協働推進計画(案)

市民、地域団体、市民活動団体、事業者及び市との市民協働によるまちづくりを計画的に進めていくために策定します。



第5次安城市男女共同参画プラン(案)

男女共同参画社会を実現するための取組みを総合的、計画的に推進するために策定します。



1月5日(金)市民交流センターで「パブコメリーディング」(※)が開催されます。詳細は市民交流センターHPを参照してください。※新しい計画案を読んだうえで参加し、意見交換をする会です。



パートナーシップ・ファミリーシップ制度導入も、プランの取組みの一つだよ。

